

国民健康保険

入院時の食事代 標準負担額の減額申請を

区分	標準負担額 (1日につき)	
一般加入者	780円	
住民税課税世帯	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	500円
	70歳以上で、世帯主および国保加入者全員が所得の所得額は、控除額を65万円として計算	300円

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部(標準負担額)を自己負担していただき、残りを国民健康保険(国保)が負担します。

標準負担額は、1日につき780円ですが、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、右表のとおり減額されますので、次の要件に該当する方は、事前に申請してください。

申請できる方 国保加入者

全員の市区町村住民税が非課税の世帯の方
申請に必要なもの 国保被保険者証、印鑑

※平成17年1月2日以降に転入した方は、平成17年1月1日現在の住民登録地の市区町村が発行した世帯全員の平成17年度市区町村住民税非課税証明書(所得の記載のあるもの)が必要です。

※高齢受給者証の対象者で市民税の申告をしていない方は、申告後に申請してください。

※すでに、標準負担額減額認定証をお持ちの方も、7以降に市報などでお知らせする予定です。運営は、小平市社会福祉協議会に委託して行います。

問合せ 児童課 ☎042(346)9821



月31日の有効期限が満了します。後日送付となりますので、あらかじめ申請してください。

※申請日以前の1年間の入院日数が90日を超えている方で長期該当の申請をしていない方は、その日数分の領収書または入院証明書を提出してください。

※標準負担額減額認定証は、入院中の食事代を減額するものです。退院後に申請しても入院中の食事代は減額となりませんので、事前に申請してください。

※標準負担額は、高額療養費の対象になりません。

申請場所 保険年金課、東部・西部出張所、動く市役所

70歳から74歳までの方で、老人保健の対象とならない方には、高齢受給者証が交付されています。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。新しい高齢受給者証は、前年の所得により一部負担金の割合を再判定し、7月下旬にお送りしますので、8月1日からお使いください。

今までの高齢受給者証は、8月以降に保険年金課、東部・西部出張所、動く市役所へお返しください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

国民健康保険
7月下旬に新しい
高齢受給者証を
お送りします

70歳から74歳までの方で、老人保健の対象とならない方には、高齢受給者証が交付されています。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日までです。新しい高齢受給者証は、前年の所得により一部負担金の割合を再判定し、7月下旬にお送りしますので、8月1日からお使いください。

今までの高齢受給者証は、8月以降に保険年金課、東部・西部出張所、動く市役所へお返しください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

老医療受給者証 負担割合の基準額が 変更になります

老人保健では、毎年8月に住民税の課税所得額に基づき、医療機関などの窓口で負担する割合の判定を行います。

平成17年度から住民税の配偶者特別控除が縮小されることに伴い、8月から、一定以上所得者(2割負担者)の判定基準が変更になります(表1)。これにより負担割合が変更になる方には、7月下旬に医療受給者証をお送りします。

また、同じ理由から、基準収入額適用申請の基準額も表2のとおり変更になります。

負担割合が2割の方で、次に該当する場合は、申請により1割負担に軽減されます。

▽医療受給者および、同一世帯の70歳以上の方の平成16年中の収入の合計額が表2の基準額未満の方

※申請した翌月から適用になりますので、該当する方は早めに申請してください。

※献血手帳のある方は持参してください。

主催 小平市献血推進協議会

問合せ 健康センター ☎042(346)3700

表1 2割負担になる課税所得額

	変更前	変更後
住民税課税所得	124万円以上	145万円以上

表2 基準収入額適用申請の基準額

	変更前	変更後
世帯に70歳以上の方が1人の場合(※)	450万円未満	484万円未満
世帯に70歳以上の方が2人以上の場合(※)	637万円未満	621万円未満

※65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含まれます。

献血にご協力を

とき 7月26日(火)
午前10時~11時45分、午後1時~3時30分

新病棟地域
住民見学会

とき 7月23日(土)

国立精神・神経センター武蔵病院

全国で演奏活動をしているバンド「キラキラスターズ」では、いっしょに歌ったり演奏する仲間を募集しています(要身体障害者手帳または愛の手帳)。

とき 金曜日または土曜日

通所訓練施設みんの家77(昭和病院側)
問合せ みんの家77 ☎042(343)2585

10月から ファミリー・サポート センター事業を開始

市では、育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方が行う会員制の育児相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を10月から実施します。

会員の募集などは、8月

子ども家庭支援センター
ことばの育ち

子ども家庭支援センターの専門相談員による、親子がいっしょに参加できる講座です。

とき 8月12日(金)
午前10時30分~11時45分
ところ 小平元気村おかわり東2階青少年センタープレ

イルーム
費用 無料

対象 市内在住の1歳~2歳児と保護者

定員 15組

講師 松田景子(言語聴覚士・臨床発達心理士)
申込み 8月10日(水)まで(日曜・月曜日を除く)
に、問合せ先へ(電話可、先着順)

問合せ 子ども家庭支援センター ☎042(348)2100

薬事相談会

市では、かかりつけ薬局を促進するため、安心して健康な生活を送れるよう医薬品などについて気軽に相談できる相談会を行います。

とき 7月24日(日)
午前10時~午後3時
ところ 小川西町公民館
内容 医薬品などに関する

花小金井南児童館
夏休み臨時開館

夏休み期間中、臨時対応として、次の日時も開館します。

とき 8月12日(金)
午前10時30分~11時45分
ところ 小平元気村おかわり東2階青少年センタープレ

乳幼児健康診査 日程

健診名	対象	健診日	持ち物
3~4か月児健康診査	平成17年4月生	8月10日(水)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙
		8月24日(水)	
	平成17年5月生	9月14日(水)	
		9月28日(水)	
1歳6か月児健康診査	平成16年1月生	8月4日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙 ●歯ブラシとコップ
		8月18日(木)	
	平成16年2月生	9月1日(木)	
		9月15日(木)	
3歳児健康診査	平成14年7月生	8月11日(木)	●母子健康手帳 ●健康保険証、印鑑 ●アンケート用紙(2種類) ●子どもの尿 ●歯ブラシとコップ
		8月25日(木)	
	平成14年8月生	9月8日(木)	
		9月22日(木)	

※対象のお子さんには、健診日の前月20日前後に通知します。

乳幼児健康診査 第1回
健康づくり
調理師研修会

日程 左表のとおり
ところ 健康センター
※車での来場は遠慮ください

とき 8月24日・31日の

費用 無料
問合せ 健康センター ☎042(346)3700

休日急診医療医(内科・小児科)

日程	診療時間	医療機関名	所在地	電話番号
7月24日(日)	午前9時~午後5時	えんどう内科クリニック	小川西町4-8-11	042(349)2565
	午後5時~10時	鈴木小児科内科医院	学園西町2-11-28	042(341)0353
7月31日(日)	午前9時~午後5時	浦野内科医院	小川東町1-30-9 マルメゾンビル2階	042(343)1322
	午後5時~10時	湯川医院	学園西町1-25-23	042(344)1118
7月31日(日)	午前9時~午後5時	渡辺内科医院	鈴木町1-258-2	042(342)3517
	午後5時~10時	浜田内科クリニック	花小金井南町1-18-25 NR花小金井駅前2階A	0424(51)5106

休日歯科急診医療医

日程	診療時間	医療機関名	所在地	電話番号
7月24日(日)	午前9時~午後5時	影山歯科医院	花小金井4-13-11 センチュリープラザ103	0424(67)8241
7月31日(日)	午前9時~午後5時	三珠歯科医院	鈴木町2-187 吉田ビル1階	0424(65)8118

平日準夜急診診療

※診療受付時間は午後10時15分までです。

日程	診療時間	ところ	科目	所在地	電話番号
月曜~土曜日(祝日、年末年始を除く)	午後7時30分~10時30分	小平市医師会 平日準夜急診診療所	小・内	学園東町1-19-12(健康センター内)	042(346)3706

東京都実施の救急診療の問合せ

施設	電話番号	案内
小平消防署 病院・診療所案内	042(341)0119	案内・24時間
夜間休日案内(ひまわり情報センター)	03(5272)0303	案内・24時間